選挙運動用自動車賃貸借契約書

(レンタカー契約)

　甲（候補者氏名）***赤井川　太郎***と乙（業者等氏名又は名称）***北海　花子***とは、令和５年４月２３日執行の赤井川（村議会議員・村長）の選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸し付け、甲は、これに対して賃料を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により赤井川村に帰属することとならない場合には、赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を赤井川村長に請求する。

　(1) 車　　種　　　　　　　　***トヨタ　〇〇〇〇***

　(2) 登録番号（車両番号）　　***札幌300　い　2345***

２　自動車の賃貸借期間は、令和　年　月　　日から令和　年月　　日までとする。

３　自動車の賃貸借料は、次のとおりとする。

　(1) １日当たりの金額　　***１５，４００***　円

　(2) 契約金額　　***７７，０００***　円　(うち消費税額　***７，０００***　円)

４　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

　　令和　年　月　　日

　　　　　　　　　　甲　　　　住所　***北海道余市郡赤井川村字○○△△番地***

　　　　　　　　　（候補者）

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　***赤井川　太郎***

　　　　　　　　　　乙　　　　住所 ***北海道○○郡○○町　□□　○○番地***

 （業者等）

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　***北海　花子***　　　　　　　　　　印

（代表者氏名）

備　考

　１　公費負担の対象となる自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、例えば、立候補の届出前から賃貸借していても、立候補の届出の日の前日までに係る賃貸借については、公費負担の対象にならないこと。

　２　乙が赤井川村長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。

　３　乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。